（信書便物の包装）

第九条　差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

2　当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。

3　第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

（引受場所）

第十条　信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

（引受拒絶）

第十一条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

一　送達の申込がこの約款によらないものであるとき。

二　差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

三　包装が送達に適さないとき。

四　送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

五　送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。

六　信書便物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）

イ　その他当社が特に定めて表示したもの

七　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（宛名等の記載方法）

第十二条　当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

一　信書便物であることを示す表示

二　当社の名称又は標章

三　信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条　当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を収受します。

一　信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から収受する方法

二　信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法

三　役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法

四　前金払又は概算払により収受する方法

五　差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限ります。）から収受する方法

2　料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

3　前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（延滞料）

第十四条　当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（業務の委託）

第十五条　当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

（一般信書便事業者との協定等）

第十六条　当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章　信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日等）

第十七条　当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

一　信書便物の配達予定日の記載がある場合　当該記載の日までに配達

二　信書便物の配達予定日の記載がない場合　信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達

ア　最初の百七十キロメートル　二日

イ　最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと　一日

2　前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。

3　当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。

（配達の完了）

第十八条　当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があったときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。

2　当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取るときは受取人への引渡しとみなします。

一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二　配達先が住宅以外の場合　配達先の管理者又はこれに準ずる者

（受取人等が不在の場合の措置）

第十九条　当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。第二十五条第二項及び第三十七条第一項において同じ。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

2　前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

（誤配達の場合の措置）

第二十条　当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。